

新規就農の促進に向けた支援体制の強化に関する決議

本市に限らず全国で離農者の増加や農業従事者の高齢化，耕作放棄地の増加が深刻となっている。これらの課題を解決し，持続可能な農業を実現するには，新規就農を促進し，高齢化が進んでいる農業バランスを均衡化する取組が求められている。

こうした状況を背景に，本市においても新規就農者の育成については，国や県の制度の活用を基本に，それを補完する形で独自の制度も設けるなど，継続した支援を行っている。

また，全国農業協同組合連合会広島県本部（以下，全農ひろしまという。）が新たな担い手づくりに向けた研修拠点として立ち上げた「全農チャレンジファーム」において，全農ひろしまとJA，本市の三者が連携して新規就農希望者のサポートを行っている。

この取組により，本市の新規就農者数は徐々に増えているが，農業の経営環境は厳しく，継続している者の多くは親などからの支援を受け，何とか続けているのが実態である。加えて，「全農チャレンジファーム」においては，就農時の農地整備や施設建設といった初期投資に多額の費用負担が生じることもあり，新規就農者（研修修了生）の輩出につなげていないのが現状である。

新規就農者の生活を安定させ，定着を図るには，本市の新規就農者支援の中核を担う施設である「全農チャレンジファーム」において，新規就農時に必要な初期費用の負担軽減につながる支援体制を構築すべきである。

以上を踏まえ，本市議会は市長に対し，「全農チャレンジファーム」における新規就農支援に特化した次の農業政策を提言するとともに，政策の実現を求める。

1 実地研修で使用する農地・施設を新規就農時に継続利用できる仕組みの構築

新規就農者にとって，自身で就農地の整備や施設を建設することが高いハードルとなっている。そこで，1年目の基礎研修と並行して，研修の実施主体である全農ひろしまが農地の確保と整備を行い，JA

が施設の建設を担う。この農地と施設を全農ひろしまの管理の下，2年目の実地研修で使用し，就農時に継続して使用できる仕組みを構築することで，就農時の負荷を減じること。

2 新規就農時の農地や施設を賃貸借できる仕組みの構築

実地研修で使用した農地や施設について，土地は中間管理機構，施設はJAに管理を移管し，それぞれが大家という形で運営を行うことで，就農者は農地・施設の使用料として賃料を支払うというアパート方式の導入により，万一離農した場合でも，就農者に負債が残らない仕組みを構築すること。

3 新規就農時に必要な施設の建設費用に係る補助制度の導入

現在，就農施設の建設費用について新規就農者に限定した補助制度はなく，多額の費用を全額負担する必要がある。そこで，JAが実施主体となって就農施設を建設し，本市から2分の1の費用を補助金として交付する。JAはアパート方式により全農ひろしまとJAが出資した全体の2分の1の費用を就農者に賃借して回収する仕組みにすることにより，農業経営に係る費用負担を減じ，農業所得の向上につなげること。

以上，決議する。

令和4年9月22日

三原市議会